



募集中!! 家事も育児も Let's ブンタン!

こうち男性育休 推進企業



本県の最重要課題である人口減少問題の克服に向け、県では「共働き・共育て」の生活スタイルを推進しています。

男性の育休取得に取り組む企業を県特設サイトで公表します。

※すべての人が希望に応じて家庭でも仕事でも活躍できる高知を目指し、男女が分担して家事育児を行う生活スタイル

登録の
メリット

企業PRにプラス

公式ロゴマークで「共働き・共育て」

「男性育休推進」をPR

県特設サイトで
企業情報を紹介

人材確保・定着に プラス

若者や共働き世代も
働きやすい職場として認知され、
従業員の採用や定着に
つながる

職場環境整備に プラス

男性育休の取得促進に向けた
職場づくりを
県の奨励金で支援

令和8年度事業 登録企業向け奨励金を創設しました!!

男性育休チャレンジコース

男性育休取得促進コース

対象事業者

常時雇用する従業員数が300人以下の法人又は個人事業主*

※高知県内に本社又は事業所を有する事業者

交付要件

- ①こうち男性育休推進企業への登録・更新
- ②実践交流会へ参加していること
- ③生産性向上と働き方改革につながる取組の実践

- ①こうち男性育休推進企業への登録・更新
- ②令和8年2月1日以降にのべ29日以上男性育休取得者がいること
- ③生産性向上と働き方改革につながる取組の実践

奨励金額

30万円(先着500社)

100万円
最大300万円

加算となる
取組により

男性育休チャレンジコースと男性育休取得促進コースの併用はできません。この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

【公募期間】 令和8年4月20日～令和9年2月19日(予算の執行状況により受付終了)

令和8年
5月末時点で
1,641社に登録
いただいています!

奨励金の申請・
問い合わせはこちら



こうち男性育休推進企業奨励金事務局

TEL 0120-199-128(通話料無料/受付時間:平日9~17時)

MAIL d199@kochi-ken.com

まずはこうち男性育休推進企業へ登録を!

登録要件

男性の育児休業について、次の3項目を公表可能な企業
①直近3か年の事業年度における配偶者が出産した従業員数
②①のうち育休を取得した従業員数 ③平均育休取得日数
(男性育休の対象者や取得者がいない企業も登録可能)

登録方法

右記の二次元コードまたは以下の登録申請フォームからご入力ください
https://www.pref.kochi.lg.jp/form/080901/dansei_ikukyu/



登録はこちら

「共働き・共育て」推進の背景



🍊 高知県の出生数は年々減少
令和7年の出生数は**3,079人**(厚生労働省 人口動態調査)と過去最少
昭和50年(11,773人)と比べると50年間で約**7割減少**

🍊 若年男性の**71.2%**が育休取得希望^{※1}一方で県内企業における取得率は**46.4%**^{※2}

※1 厚生労働省 共育プロジェクト「R7若年層における仕事と育児の両立に関する意識調査」 ※2 R7高知県労働環境等実態調査

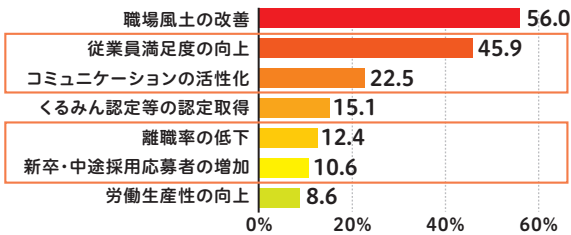
🍊 父親の家事・育児時間が長いほど第2子以降の生まれる割合が増加傾向



安心して子どもを産み、育てられる環境をつくるためには、
育児や家事を夫婦で分かち合うことが大切

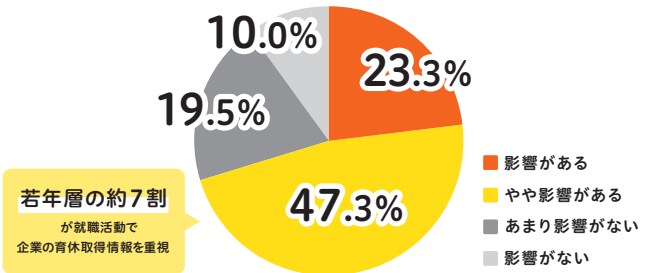
男性の育児休業取得率向上の取組による効果

従業員満足度やコミュニケーション活性化
離職率低下や採用応募数の増加といった効果も



出典:厚生労働省イクメンプロジェクト
「令和5年度 男性の育児休業等取得率の公表状況調査」報告書より

企業の育休取得状況が、
就職活動時の企業選定に影響があると
回答した若年層は**70.6%**



出典:厚生労働省 共育プロジェクト
「R7若年層における仕事と育児の両立に関する意識調査」

男性育休取得でもらえるその他の助成金等



厚生労働省HP

事業主の方向け

両立支援等助成金

(申請先:高知労働局雇用環境・均等室)

出生時両立支援コース

男性の育児休業取得者が
出た場合に、対象者
1人目**20万円**、2人目
以降**10万円**支給

育休取得率の目標を
達成した場合、**60万円**
支給

育休中等業務代替支援コース

育休取得者の業務を代替
する周囲の労働者に手当
を支給した場合に、**最大**
240万円支給

育休取得者の代替要員を
新規雇用等で確保した場合、
代替期間の長さに応じた
額支給(**最大81万円**)



厚生労働省HP

従業員の方向け

育児休業等給付

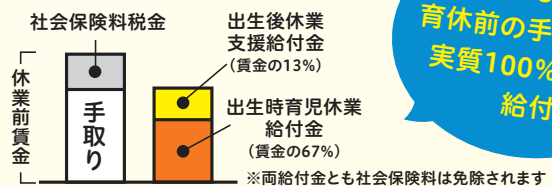
(申請先:事業所の所在地を管轄するハローワーク)

出生時育児休業給付金

子どもの出生後8週間以内に育児休業を取得する
際に、休業前の給与の**67%**を支給

出生後休業支援給付金

両親とも育児休業を取得する際に、
上記に**13%**上乗せして支給



最大28日間、
育休前の手取り額の
実質**100%**相当を
給付

共働き・共育て、男性育休に関する情報を掲載しています!

<https://www.pref.kochi.lg.jp/buntanfuufu/>

